

# 令和4年 教育委員会

## 第15回 定例会 議事日程

令和4年9月13日（火）

### 第1 協 議

#### 【 指導課 】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- (3) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

### 第2 報 告

#### 【 文化振興課 】

- (1) 文化財ホームページのリニューアルについて

#### 【 子ども支援課 】

- (1) 私立保育園等への運営補助について

#### 【 指導課 】

- (1) 学校生活アンケートの結果について
- (2) 令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書採択の一部変更について

### 第3 その他

#### 【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月20日号）

#### 【 子ども施設課 】

- (1) 四番町保育園・児童館仮施設について

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 改正趣旨

職員の仕事と家庭の両立支援の観点から、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、早出遅出勤務の申請期限を緩和する。その他、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### ①育児参加休暇の対象期間の拡大

男子職員が配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇である育児参加休暇（1日を単位として、計5日まで取得可能）について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大する。

#### ②早出遅出勤務の請求期限の緩和

育児や介護等を理由とする早出遅出勤務について、早出遅出勤務を開始する前にあらかじめ請求すれば足りることとする（現行：早出遅出勤務開始日の1月前までに請求）

#### ③臨時的任用職員の年次有給休暇付与日数の改正

千代田区のいずれかの職（臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続いて臨時的任用職員として任用された場合の年次有給休暇について、当該任用の日の前日に使用することができた日数のうち同日が属する年度に付与された日数を、通常付与されるべき日数に加え取得できることとする。

#### ④夏季休暇の承認期間（取得可能期間）の再延長

令和4年度の夏季休暇の承認期間（取得可能期間）について、その終期を「10月31日まで」に延長していたものを、更に「11月30日まで」に再延長する。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和4年10月1日

## 新旧対照表（抄）

## ○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 条例第11条の4第1項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、<u>あらかじめ別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>2から7まで（現行のとおり）</p> <p>8 条例第11条の4第2項に規定する要介護者を介護する職員が早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日とする日を明らかにして、<u>あらかじめ別記様式第4号により行うものとする。</u></p>	<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 条例第11条の4第1項の規定による早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、<u>早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。</u></p> <p>2から7まで（略）</p> <p>8 条例第11条の4第2項に規定する要介護者を介護する職員が早出遅出勤務を請求するときは、当該請求に係る早出遅出勤務期間について、早出遅出勤務開始日及び早出遅出勤務終了日とする日を明らかにして、<u>早出遅出勤務開始日の1月前までに別記様式第4号により行うものとする。</u></p>
<p>9から12まで（現行のとおり） （臨時的に任用された職員の年次有給休暇） 第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。<u>ただし、千代田区のいずれかの職（臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続いて臨時的に任用された場合における当該職員の年次有給休暇の日数は、当該任用の日の前日に使用することができる日数のうち同日が属する年度に付与されたものに、別添第3に定める日数を加えたものとする。</u></p>	<p>9から12まで（略） （臨時的に任用された職員の年次有給休暇） 第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、当該任用の時点において付与するものとし、その日数は、別表第3に定める日数とする。</p>
<p>2から3まで（現行のとおり） 4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。 （1） 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数（当</p>	<p>2から3まで（略） 4 第1項又は第2項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新され、かつ、当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された日が、第1項の規定による任用の日から起算して1年を経過した日前であって、同項の規定による任用の日から当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間の末日までの期間が1年を超える場合の年次有給休暇は、次の各号に掲げる時点において、当該各号に定める日数を付与するものとする。 （1） 当該引き続き臨時的に任用され、又は任用期間が更新された時点 20日から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数</p>

<p>該日数が0を下回る場合にあつては、0日)</p> <p>(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日</p> <p>5及び6 (現行のとおり)</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3から7まで (現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (現行のとおり)</p> <p>(令和4年度における夏季休暇の特例)</p> <p>第8条 令和4年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。</p>	<p>(2) 当該引き続き臨時的に任用されたときの任期又は任用期間が更新されたときの任用期間における応当日等の日の時点 20日</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>第23条の2 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。</p> <p>2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。</p> <p>3から7まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(令和4年度における夏季休暇の特例)</p> <p>第8条 令和4年9月30日までの間に任用された幼稚園教育職員に係る令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から10月31日まで」とする。</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条の2の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規則(前項ただし書による改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第8条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

## 「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」及び 「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正について

### 1 改正趣旨

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、特定の要件を満たした育児休業の期間を期末及び勤勉手当の欠勤期間から除くものとする旨の改正を行う。

### 2 改正内容

#### ①幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等日数の改正

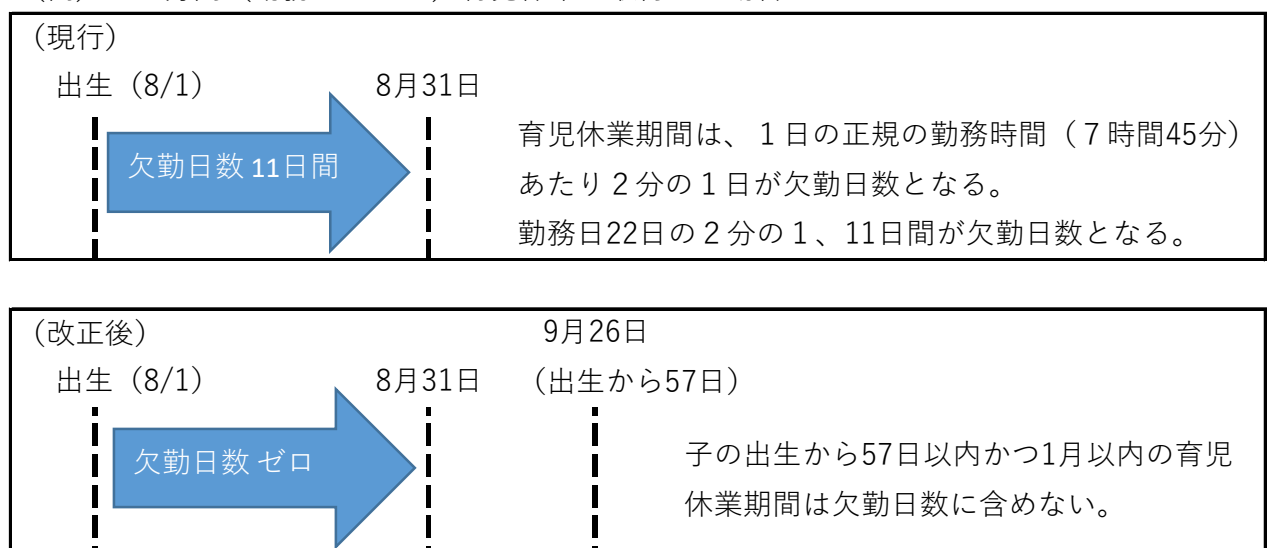
子の出生後57日以内に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外する。また、子の出生後57日以後に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外する。

#### ②幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等日数の改正

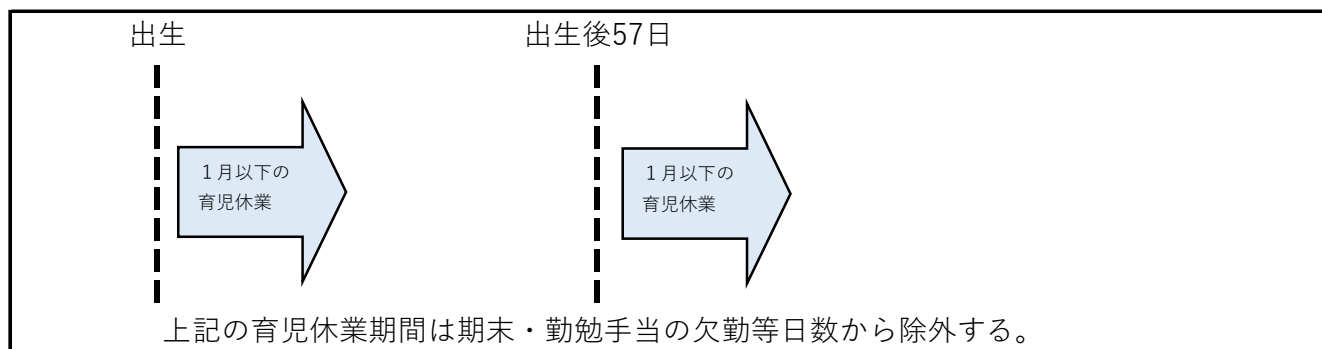
子の出生後57日以内に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外する。また、子の出生後57日以後に承認された育児休業の期間が1月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外する。

(イメージ図)

(例) 1カ月間(勤務日 22日) 育児休業を取得した場合



※改正後制度は子出生後57日以前及び以後のいずれも育児休業1月以内であれば適用される。



### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和4年10月1日

## 新旧対照表（抄）

## ○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>（1）から（5）まで（現行に同じ）</p> <p>（6） <u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間</u></p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p><u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p>（7）から（10）まで（現行に同じ）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる期間にあつては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p> <p>（1）から（5）まで（略）</p> <p>（7）から（10）まで（略）</p> <p>2～5（略）</p>

#### 備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。



新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>（1）から（5）まで（現行に同じ）</p> <p>（6） <u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間</u></p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業</u></p> <p>（7）から（15）まで（現行に同じ）</p> <p>2～7（略）</p>	<p>（欠勤等日数）</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第12号に掲げる期間にあつては2日とする。）として換算した日数（1日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。</p> <p>（1）から（5）まで（略）</p> <p>（6） <u>育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）</u></p> <p>（7）から（15）まで（略）</p> <p>2～7（略）</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

## 文化財ホームページのリニューアルについて

### 1 目的

千代田区立日比谷図書文化館として平成23年11月に開館して以来、文化財事務室では独自にホームページ（「千代田区の文化財」<http://edo-chiyoda.jp>）を運用してきました。

しかし、現行のホームページはセキュリティやアクセシビリティへの課題があることや、デザインの統一性が維持されていないことなどから、利用者にわかりにくいサイトとなっていました。

また、現行のホームページは、区公式ホームページとリンクでつながっているものの、インターネットからのアクセスがしにくいという課題もありました。

こうした状況を踏まえ、新たにコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、より親しみやすく、アクセシビリティに配慮したホームページにリニューアルいたします。

### 2 リニューアルの日程

10月3日（月） 新ホームページ公開

アドレス変更前 <http://edo-chiyoda.jp>

アドレス変更後 <https://www.edo-chiyoda.jp>

※ httpの後の「s」と、//の後の「www」が加わります。従前のアドレスを「お気に入り（ブックマーク）」に登録しており、そこから新サイトを表示させた場合には、自動的に遷移します。

### 3 文化財ホームページの現状とリニューアル後の改善点

項目	リニューアル前（現状）	リニューアル後
セキュリティ対策	暗号化されていない。 ⇒改ざんなどのリスク	暗号化を実施 ⇒悪意ある第三者によるデータの改ざんなどから守る
スマホ用サイトの設定	スマホ対応が不十分なため、画面が見づらい。	スマホ用に自動で画面を最適化
アクセシビリティ	情報の示し方が画一的で、使いづらく、わかりにくい。	親しみやすいデザインで、誰もが情報にたどり着きやすく、見やすい。
サイト更新作業	更新作業が複雑で、管理がしづらい。	コンテンツの作成・更新・管理が簡易に。

### 4 その他

広報紙掲載 10月5日号

「文化財ホームページがリニューアルしました」

5 画面  
 <現在>



<リニューアル後>

多言語対応・背景色変更可能  
 (アクセシビリティ対応)

オリジナルキャラクター「日比丸」  
 親しみやすいデザイン

スマートフォンの画面に最適化

埋蔵文化財の問合せや年間スケジュールなど  
 よくある質問をダイレクトに探せる項目

千代田区のまちなみ  
 大名行列のイラスト

## 私立保育所等への運営補助について

### 1 定員人数補償加算の考え方について

新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、保育所等の入所児童数が減少していることを踏まえ、事業者の安定した運営を支援するため、認可保育所等（認定こども園含む）において園児数が定員に満たない場合でも保育環境を維持できるように一定の補助を実施しているが、昨今の感染者数の高止まりの状況から、年度内は補助を継続する。

なお、令和5年度についても、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより本補助を継続する予定であるが、補助内容や期間などについては、今後の入所状況、新型コロナウイルス感染拡大の対策の状況を勘案して定める。

#### ○定員人数補償加算の概要

補助の算出方法	各歳児の利用定員の9割から在籍児童数を減じた人数に対して補助
0歳児への補償	全ての認可保育所（17園）及び認定こども園を補助対象
1・2歳児への補償	開設3年目以内の園のみを補助対象 （令和4年度における補助対象は認可保育所6園）

### 2 今後の私立保育所等への運営補助について

適切で的確な運営補助が求められている現状や保育需要の動向が見えにくい状況などを鑑み、補助制度の見直しの検討を行う。

#### （1）補助制度の見直しの検討の目的

運営補助における課題を解消するため、保育事業者の最新の支援ニーズを聞き取りやアンケート調査などで把握し、区及び他区の補助とも比較・検討し、その結果を踏まえて補助制度の見直しを行う。

#### （2）補助の検討支援業務の内容

- ①現状の補助内容等の分析
- ②保育事業者へのアンケートやヒアリングの実施
- ③保護者における保育需要のニーズ調査
- ④都内近隣区の補助メニューの調査

令和4年度 学校生活アンケートの結果（概要）

教育委員会資料  
令和4年9月13日  
指 導 課

この調査は、学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）と学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度（ふだんの行動を繰り返すアンケート）により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。本区において小学4年生以上の全児童・生徒を対象に（令和4年度は全ての小学校において1～3学年でも実施）ハイパーQUを実施している。

各校で行った学校生活アンケートの結果について、概略を報告する。

I 学級満足度尺度結果

B群	A群
C群	
要支援群	D群

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被侵害得点）と、自分が級友から受けいれられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて理解する。

学級生活満足群（A）・・・学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている  
 侵害行為認知群（B）・・・いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い  
 学級生活不満足群（C）・・・いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い  
 不登校のリスクが高い

※要支援群・・・・・・・・・・不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとても高く、  
 早急に個別対応が必要な状態

非承認群（D）・・・いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

II 本区の学級満足度尺度結果（小1年～中・中等3年）

小学校

（単位は%、端数があるため合計は100にならないことがある）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
小1	46	42		14	17		15	22	△	24	19	▼
小2	50	42	△	17	17		16	22	△	17	19	
小3	56	42	△	13	17		17	22	△	14	19	△
小4	59	43	△	11	16	△	17	23	△	13	18	△
小5	60	43	△	6	16	△	17	23	△	17	18	
小6	62	43	△	9	16	△	13	23	△	15	18	

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			侵害行為認知群			学級生活不満足群			非承認群		
	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異	区	全国	差異
中1	55	41	△	9	13		18	28	△	17	18	
中2	55	41	△	8	13	△	21	28	△	16	18	
中3	52	41	△	11	13		23	28	△	14	18	

※全国平均に対して、△5%以上の肯定的な差異を、▼は5%以上の否定的な差異を表しています。

### Ⅲ アンケート結果の分析

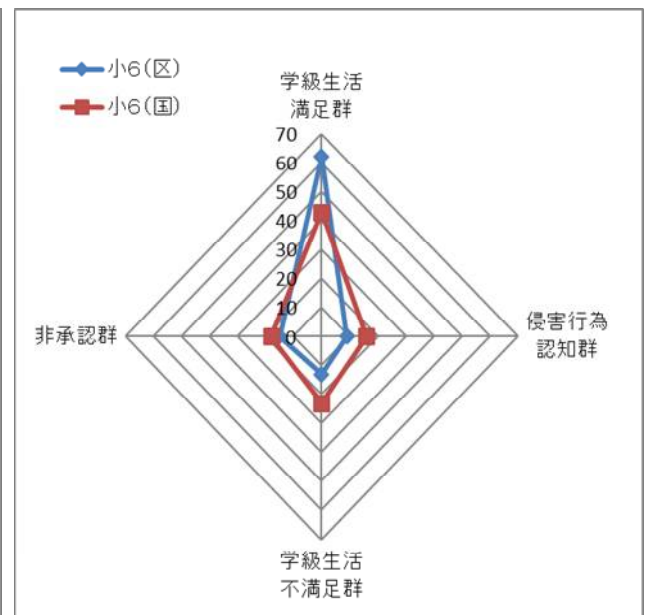
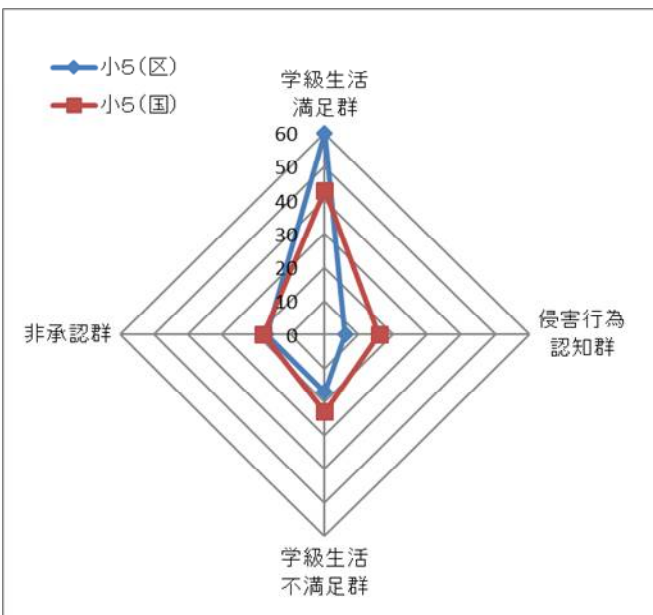
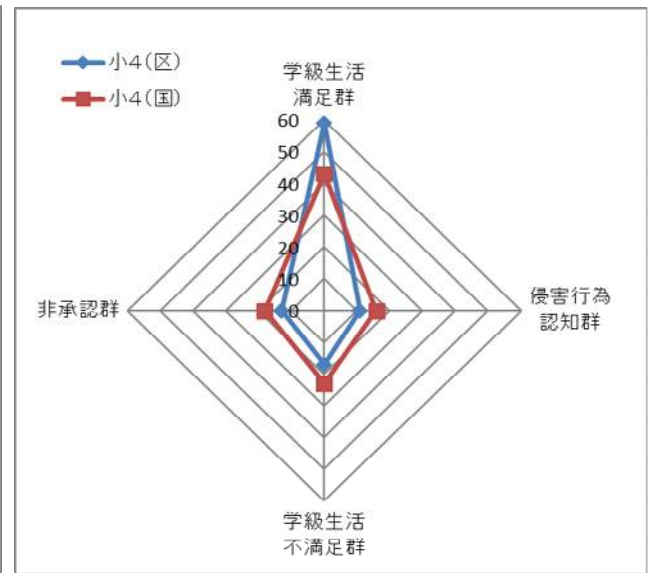
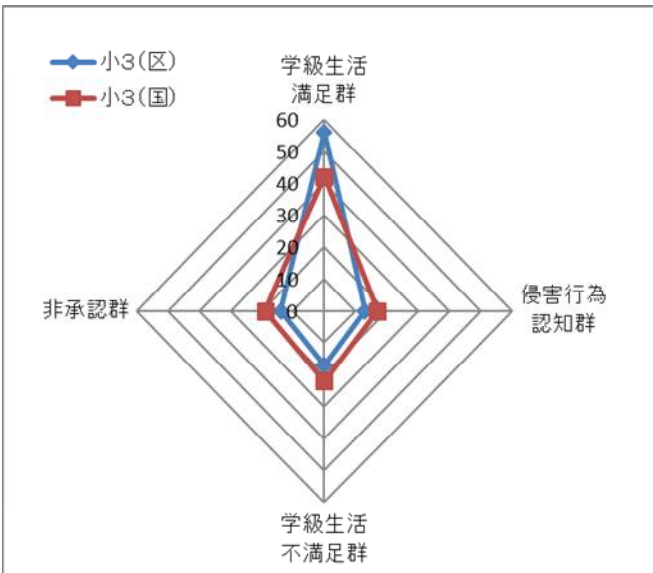
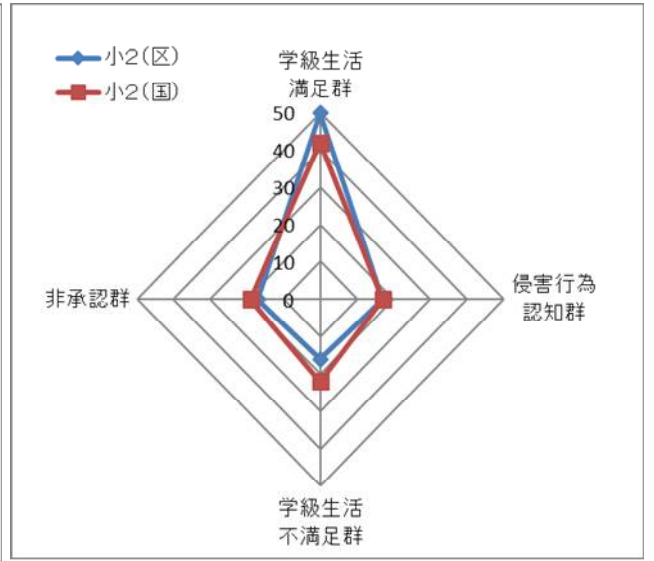
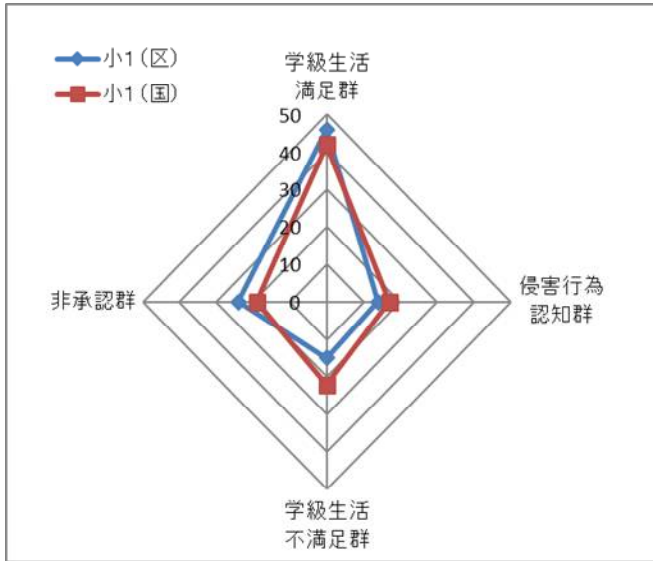
#### 【小学校】

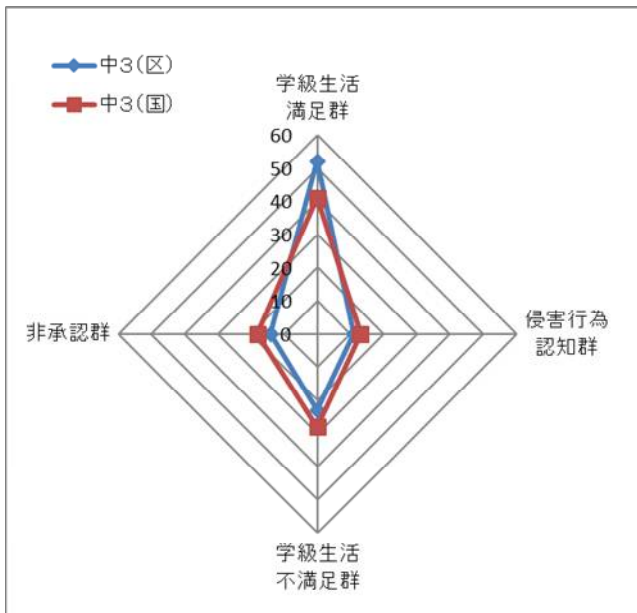
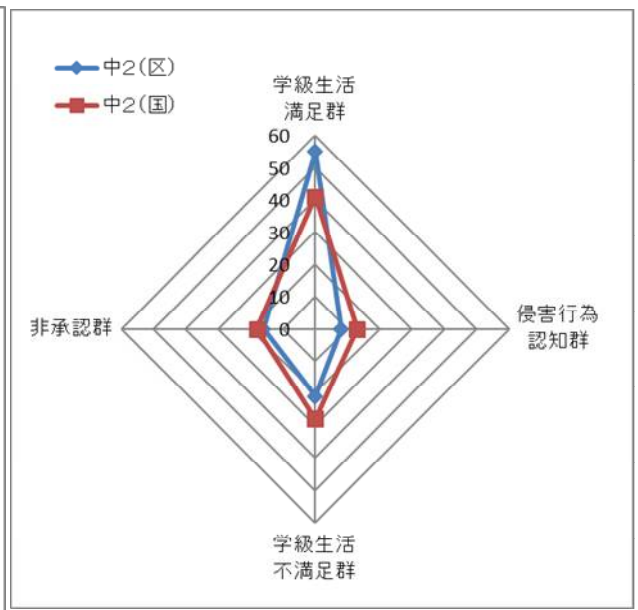
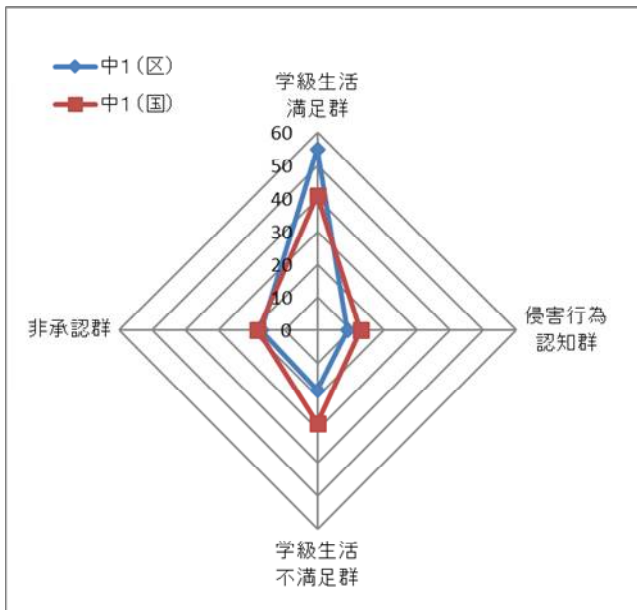
- 学級生活満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内児童の多くは、学校生活に満足していると考えられる。
- 侵害行為認知群は、いずれの学年においても全国平均以下となっている。この結果よりいじめを受けているかトラブルがある可能性が高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている児童、非常に不安傾向の強い児童、不登校のリスクが高い児童の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 非承認群は、小学校1年で5ポイント全国平均を上回っている。この結果より小学校入学後、学級内で認められていないと感じている児童の割合が全国平均に比べて高いと考えられる。

#### 【中学校・中等教育学校（前期課程）】

- 学級生活満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく上回っている。この結果より、区内生徒の多くは、学校生活に満足していると考えられる。
- 侵害行為認知群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果よりいじめを受けているかトラブルがある可能性が高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 学級生活不満足群は、いずれの学年においても全国平均を大きく下回っている。この結果よりいじめや悪ふざけを受けている生徒、非常に不安傾向の強い生徒、不登校のリスクが高い生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。
- 非承認群は、いずれの学年においても全国平均を下回っている。この結果より中・中等教育学校入学後、学級内で認められていないと感じている生徒の割合が全国平均に比べて低いと考えられる。

(別紙) 学級満足度尺度結果まとめ (学年別)







## 令和5年度使用千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更について

8月23日の教育委員会において採択をされた議案第21号令和5年度使用特別支援学級用教科用図書採択のうち、一部教科用図書がすでに絶版となっており、供給不可との事実が判明した。よって、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条2項により、供給不可とされる教科用図書について、採択の一部変更を行う。

### 1 根拠法令

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条2項

9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

### 2 採択の変更が必要な教科用図書

議案第21号「令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書採択」のうち、令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）中の下記教科用図書とする。

種目	発行者	一般図書名
図工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室2

### 3 採択方法

千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更については、「千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針」に従い、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

### 4 採択事務日程

別紙1のとおり

## 令和5年度使用 千代田区立学校特別支援学級教科用図書の採択一部変更事務日程

月	教育委員会事務局	特別支援学級（小）
9 月	9/13（火）教育委員会報告 <b>【令和5年度使用 特別支援学級教科用図書の採択変更に係る事務日程等】</b> <事務局> ・特別支援学級設置校長に、調査及び申請依頼  9/27（火）教育委員会定例会【協議】秘密会	9月中旬 ・調査研究 ・選定 9/20（火） ・申請理由及び結果報告（→事務局）
10 月	10/11（火）教育委員会【議決】 <b>【特別支援学級（小・中）教科用図書の一部変更採択】</b> 10/12（水）採択結果報告（→東京都）	

## 議案第 21 号

## 令和 5 年度使用 特別支援学級用教科用図書採択

## 令和 5 年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種 目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国 語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国 語	東京書籍	文部科学省著作教科書 こくご☆☆☆
国 語	同成社	ゆっくり学ぶこのための「こくご」③
国 語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「国語」④
国 語	学研プラス	レインボーことば絵じてん
国 語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語版
国 語	リーブル	しりとりしましょ！たべものあいうえお
国 語	ポプラ社	どうぶついろいろかくれんぼ
国 語	東京書籍	文部科学省著作教科書 こくご☆
国 語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門 1
書 写	PHP 研究所	高嶋式 子どもの字がうまくなる 練習ノート
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク①基本漢字あそび
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク②あわせ漢字あそび
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク④漢字の音あそび
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク⑤形声文字あそび
書 写	学研プラス	小学全漢字おぼえるカード
書 写	ブロンズ新社	らくがき絵本あ・い・う・え・お
書 写	くもん出版	くもん式のひらがなカード
算 数	むぎ書房	わかるさんすう 1
算 数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう 1 らくらく算数ブック 1
算 数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう 2 らくらく算数ブック 2

算 数	太郎次郎社	スーパータイトルのさんすう 3 らくらく算数ブック 3
算 数	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
算 数	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数
算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑨ いろ
算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑩ かたち
算 数	福音館書店	おおきい ちいさい
算 数	こぐま社	おんなじ おんなじ
算 数	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ 2 どうぶつなんびき？
算 数	偕成社	文字と数の本 1・2・3 どうぶつえんへ
生 活	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202
生 活	講談社	親子で楽しんで驚くほど身につく！ こども せいかつ百科
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio11 やさい・くだもの
生 活	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん
生 活	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ 新装改訂版 みちかなマーク
生 活	平凡社	新版 はじめまして にほんちず
生 活	講談社	米村でんじろうの DVD でわかるおもしろい実験！！
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio12 きせつとしぜん
生 活	開隆堂出版	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる
生 活	平凡社	新版 はじめまして せかいちず
生 活	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
生 活	偕成社	子どものマナー図鑑⑤ 12か月・行事のマナー
音 楽	こぐま社	いっぱいうたって！たのしいうたの絵本
音 楽	成美堂出版	DVD でひける！はじめてのピアノ絵本②たのしい ピアノのうた
音 楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓を打ってみよう
音 楽	くもん出版	CD付 楽器カード

音 楽	ドレミ楽譜	保育名歌 こどものうた100選
音 楽	偕成社	10人+1人の絵本作家オリジナルソング集 うたのパレット
図 工	岩崎書店	あそびの絵本7 クレヨンあそび
図 工	岩崎書店	あそびの絵本17 えのぐのあそび
図 工	さ・え・ら書房	たのしいこうさくきょうしつ1
図 工	さ・え・ら書房	小学校のたのしい工作教室2
図 工	福音館書店	Do! 図鑑シリーズ 工作図鑑
図 工	国土社	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ
保 健	童心社	かこさとし からだの本2 たべもののたび
保 健	ひかりのくに	こどものずかん Mio⑨ ひとのからだ
保 健	偕成社	子どもの健康を考える絵本④ からだがすきなたべものなあに？
保 健	合同出版	[改訂新版] イラスト版 からだのつかい方・と とのえ方 子どもとマスターする45の操体法
保 健	偕成社	子供の生活(6) じょうぶなからだになれるよ!
保 健	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版
道 徳	学校図書	当該学年の検定教科書

道徳は通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

#### 令和5年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（中学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種 目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国 語	東京書籍	文部科学省著作教科書 国語☆☆☆☆☆
国 語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編②改 訂版(ひらがなの読み書き)
国 語	日本教育研究出 版	ひとりだちするための国語
書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク③ 部首あそび

書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク① 基本漢字あそび
書 写	成美堂出版	書き込み式ボールペン字実用練習帳
社 会	学研プラス	読んで見て楽しむ 日本地図帳 増補改訂版
社 会	弘文堂	こども六法
社 会	日本教育研究出版	ひとりだちするための社会
数 学	教育出版図書	文部科学省著作教科書 数学 ☆☆☆☆☆
数 学	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」① (量概念の基礎、比較、なかま集め)
数 学	学研プラス	さわって学べる算数図鑑
理 科	小学館	小学館の図鑑 NEO+ぷらす くらべる図鑑 新版
理 科	小学館	小学館の子ども図鑑 プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑
理 科	東洋館出版社	くらしに役立つ理科
音 楽	教育芸術社	6訂版歌はともだち
音 楽	アリス館	シリーズ音楽はともだち2 日本の音 日本の音楽
音 楽	東京書籍	文部科学省著作教科書 音楽 ☆☆☆☆☆
美 術	東京書店	やさしくおれるたのしいおりがみ
美 術	日本文芸社	かんたん、ふしぎ。切り紙ブック
美 術	メイツ出版	楽しみながら才能を伸ばす！小学生の絵画とっておきレッスン 改訂版
保健体育	国土社	保健室で見る本① からだをまもろう、動かそう
保健体育	合同出版	イラスト版からだのしくみとケア 子どもとマスターする 58 のからだの知識
保健体育	東洋館出版社	くらしに役立つ保健体育
職業・家庭	文化出版局	はじめてのキッチン 小学生からおとなまで。
職業・家庭	東洋館出版社	くらしに役立つ家庭
職業・家庭	日本教育研究出版	ひとりだちするための進路学習 あしたへのステップ
英 語	くもん出版	CD付き英語カード あいさつと話しことば編
英 語	創英社	New ABC of ENGLISH 会話編 (新装改訂新版)

英 語	成美堂出版	CD 付き楽しく歌える英語のうた
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと ⑪ 友だち関係 ～考え方のちがい～
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (2) 友だち関係 (自分と仲良く)
道 徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと (6) 友だち 関係 (気持の伝え方)

## 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択に関わる基本方針

## 1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

## 2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

## 3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書（通常の学級で使用するものと同一のもの）の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する。（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条図書を使用する。ただし、東京都教育委員会が作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書以外を使用する場合には、独自に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

## 4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、特性及び心身の発達の段階等に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつものが適切であり、特定の題材もしくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書類的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる図書や採択する他教科の図書との関連性を考慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

## 5 教科用図書の選定及び採択について

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 委員長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 委員長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会教育長に申請する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。



## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

1 7 千教教指発第 7 9 号  
平成17年5月11日教育長決裁  
平成19年4月2日教育長決裁  
平成20年4月1日教育長決裁  
平成21年4月1日教育長決裁  
平成22年4月1日教育長決裁  
平成26年4月1日教育長決裁  
平成27年4月1日教育長決裁  
平成29年4月1日教育長決裁  
平成30年4月1日教育長決裁  
令和2年4月1日教育長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

## (採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

## (採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

## (教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。  
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭等から選定教科数に応じて必要数(2～12名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

## (教科用図書調査委員会)

- 第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設ける。
- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された委員（小学校7名程度、中・中等教育学校1～2名程度）及び選定委員会委員1名をもって構成する。
  - 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
  - 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
  - 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
  - 6 委員長は、調査委員会を総理する。
  - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
  - 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
  - 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
  - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
  - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。  
付則（21千こ育指発第184号）

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。  
付則（22千子指導発第208号）

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。  
付則（26千子指導発第268号）

1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。  
付則（27千子指導発第172号）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。  
付則（29千子指導発第228号）

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。  
付則（30千子指導発第61号）

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。  
付則（2千子指導発第120号）

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

## 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

2 千子指導発第121号  
令和2年4月1日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第11条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 教科用図書選定委員会

## (1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区PTAから各1名とする。
  - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

## 3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校（前期課程）のそれぞれについて、次のとおりとする。

## ① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育（保健）、英語、特別の教科 道徳

## ② 中学校・中等教育学校（前期課程）

国語・書写、社会（地理的分野・歴史的分野・公民的分野）・地図、数学、理科、音楽（一般・器楽合奏）、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野・家庭分野）、英語、道徳

## (2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
  - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去3年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4に定める教科用図書研究会から提出された調査書（様式1）を参考に、5に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表（様式2）を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書（様式1）及び調査一覧表（様式2）を提出する。

## 4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書（様式1）を作成し、各調査委員会に報告する。

## 5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択  
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量  
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現  
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜  
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い  
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

## 6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

## 7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
  - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和4年9月13日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	13	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
9	14	水	10:30~	指導課訪問 九段小学校	九段小学校	
9	15	木				
9	16	金				
9	17	土		運動会 九段祭	富士見小・昌平小 九段中等教育学校	
9	18	日		九段祭	九段中等教育学校	
9	19	月				
9	20	火	9:45~	指導課訪問 麴町小学校	麴町小学校	
9	21	水				
9	22	木				
9	23	金				
9	24	土		運動会	和泉小	
9	25	日				
9	26	月	9:30~	指導課訪問 麴町中学校	麴町中学校	
9	27	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
9	28	水	10:00~	教育委員訪問 神田一橋中学校	神田一橋中学校	教育委員出席
9	29	木				
9	30	金				
10	1	土		運動会	麴町幼・九段小・番町小 お茶の水小・千代田小	
10	2	日				
10	3	月				
10	4	火				

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	5	水	10:00~	教育委員訪問 麴町幼稚園	麴町幼稚園	教育委員出席
10	6	木				
10	7	金				
10	8	土		学校説明会②	九段中等教育学校	
10	9	日				
10	10	月				
10	11	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
10	12	水				
10	13	木				
10	14	金	10:00~	教育委員訪問 和泉小学校	和泉小学校	教育委員出席
10	15	土		運動会	九段幼・お茶の水幼・昌平幼 いずみこ・ふじみこ・麴町小	
10	16	日				
10	17	月	10:00~	教育委員訪問 九段中等教育学校	九段中等教育学校	教育委員出席
10	18	火				
10	19	水				
10	20	木				
10	21	金				
10	22	土		運動会 文化祭	番町幼・千代田幼 麴町中・神田一橋中	
10	23	日				
10	24	月				
10	25	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
10	26	水	14:30~	点検・評価第2回有識者会議	※調整中※	

「広報千代田」  
9月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯・スポーツ課） 27件

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	ポニー乗馬会	小学生以下の区内在住・在学者を対象にポニーの乗馬体験会を開催する	令和4年10月30日(日)	お茶の水小学校(仮校舎)	千代田区青少年委員会
2	子ども支援課	共立女子大学「親子で描き・つくるワークショップ(WS)」	3~6歳児(小学校就学前の幼児)とその保護者を対象にワークショップを行う	10月8日(土) 11月19日(土) 12月24日(土) すべて10時から12時	共立女子大学	共立女子大学
3	児童・家庭支援センター	東京都子育て支援員研修の受講者募集	子育て支援員養成研修(第3期)	申し込み〆切 {郵送(書留)} 10月3日(月)~10月17日(月)	募集要領配布 子ども部 子ども支援課	(公財) 東京都 福祉保健財団
4	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ベビママの会~お母さんは赤ちゃんの安全基地~	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)のための、おしゃべりしながら子育てについて楽しく学べる交流会	10月5日(水)、12日(水) 10時~12時	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
5	子ども施設課	区民宿泊施設 メレーズ軽井沢利用案内	繁忙期(年末年始)の予約申し込みの概要と、通常期の申し込み方法の案内	10月1日~10月8日	メレーズ軽井沢	
6	文化振興課	TOKYO ART & LIVE CITY 2022	能楽や日本舞踊の鑑賞・体験、唐橋充のギャラリートツアー、国際映画祭など盛りだくさんの企画を開催	10月1日(土)~11月2日(水)	日比谷・銀座地域	
7	文化振興課	第35回東京国際映画祭 千代田シネマセレクション	東京国際映画祭で上映された映画の上映会を実施	10月29日(土)、30日(日)	ベルサール神田(神田美土代町7 住友不動産神田ビル2・3F)	
8	文化振興課	第35回東京国際映画祭 オープニングセレモニー区民招待	豪華ゲストも参加予定の第35回東京国際映画祭のオープニングセレモニーに区民を無料で招待	10月24日(月)	東京宝塚劇場(有楽町1-1-3)	公益財団法人ユニジャパン(東京国際映画祭事務局)
9	文化振興課	ちよだ芸術祭「第九」講師陣による「ちよだ芸術祭野外コンサート」	プロのオペラ歌手であるちよだ芸術祭の「第九」講師陣による演奏会の実施	10月7日(金)18時~18時30分	ワテラス広場(神田淡路町2-101)	かんだ歌宴



課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
10	文化振興課	内幸町ホールから国会通りへ接続する地下通路を閉鎖します	内幸町ホールから国会通りへ接続する地下通路を閉鎖	10月31日(月)～		
11	文化振興課	ポコラート全国公募 vol.10 応募作品一挙公開!	ポコラート全国公募vol.10の全応募作品を一挙公開 来場者の投票による一般投票を実施	未定	アーツ千代田3331	
12	文化振興課	オペラ「カルメン」ハイライトステージ&ガラ・コンサート	初心者もオペラ好きも楽しめるガラ・コンサートと解説付きのオペラハイライト	11月4日(金)	紀尾井ホール(紀尾井6番5号)	公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団
13	文化振興課	千代田図書館おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	10月9日11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
14	文化振興課	千代田図書館ナクソス入門講座	ナクソス・ミュージック・ライブラリーの操作方法等を紹介	10月14日19時～20時	第1・2研修室(区役所9階)	千代田図書館
15	文化振興課	千代田図書館神保町ツアー	千代田図書館コンシェルジュのガイドによる神保町古書店街を中心とした街歩きツアー	①10月8日14時30分～ ②10月13日16時30分～	地下鉄各線神保町駅周辺	千代田図書館
16	文化振興課	千代田区立図書館de鉄道150年 ①佐々木直樹写真展(仮) ②図書フロア企画展示「鉄道150年の軌跡」 ③特別研究室企画展示「内田嘉吉文庫に見る鉄道の旅-鉄道のはじまりと南満洲鉄道・朝鮮鉄道・台湾鉄道の旅-(仮)」	鉄道開業150周年にちなんだ展示を開催	①9月20日(火)～12月18日(日) ②9月20日(火)～12月24日(土) ③10月18日(火)～12月28日(水)	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
17	文化振興課	ちよだの歴史と文化の講座	外部講師を招いての指定文化財に関する講演会及び資料見学会の実施	10月29日(土)	日比谷図書文化館小ホール	
18	文化振興課	史跡めぐり「江戸城登城ウォーク」	近世最大の城郭の一画である江戸城跡を歩くツアー	11月3日(木)9時30分～12時	江戸城跡	
19	文化振興課	生誕150年を迎えた千代田ゆかりの文人たち	今年生誕150年を迎えた千代田区ゆかりの文人である島崎藤村、樋口一葉、岡本綺堂の三人にスポットをあてた講演会	10月16日(日)14時～	日比谷図書文化館大ホール	日比谷図書文化館・千代田区文化芸術協会(共催)
20	文化振興課	第三回神田川ー日本橋川ー隅田川の震災復興橋梁見学クルーズ	日本橋川ー隅田川ー神田川を船に乗って巡り、千代田区の震災復興後の保存と活用について考えるクルーズツアー	10月29日(土) ①10時30分～12時 ②13時～14時30分	千代田区防災船着場集合・解散(九段南1-2-1区役所裏)	NPO法人ちよだの水辺を魅力ある都市空間に再生する会

課	件名	事業の概略 (体言止めで記入)	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
21	生涯学習・スポーツ課	区民自主企画運営講座 「気軽に楽しむ書- 小筆やペンでの作品づくり」	漢字・仮名の基本を練習し、小作品を仕上げる ペン字と毛筆を選択できる	11月2日・9日・30日、 12月7日・21日 いずれも水曜日 (全5回) 19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
22	生涯学習・スポーツ課	生涯学習団体1日公開講座サークル体験会 (10月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークル がそれぞれ「サークル体験会」を開催する。	各サークルによって異なる	各サークルによって異なる	九段生涯学習館
23	生涯学習・スポーツ課	キッズダンス（幼児・小学生クラス）	幼児・小学生を対象としたダンス教室	11月1日～12月20日の毎週火 曜(全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター
24	生涯学習・スポーツ課	卓球選手権大会	区内在住・在勤・在学者、千代田区卓球連盟 登録者を対象とした大会	①ダブルス10月30日(日) ②シングルス11月27日(日)	スポーツセンター	千代田区体育協会
25	生涯学習・スポーツ課	アーチェリー大会	区内在住・在勤・在学者、千代田区アーチェ リー協会を対象とした大会	10月30日(日)	中央区立総合スポーツセン ター（中央区日本橋浜町2- 59-1 浜町公園内）	千代田区体育協会
26	生涯学習・スポーツ課	テニス講習会(後期)	区内在住者を対象にした講習会	10月31日～11月28日の毎週月 曜(全5回)	外濠公園テニスコート(五番 町先)	千代田区体育協会
27	生涯学習・スポーツ課	体力測定会	小学生以上を対象に体力測定会を開催する	10月10日(月・祝)10時～15時	スポーツセンター	